

川畑会計事務所 & カム ダイナミックス

平成29年12月27日

TEL 072-633-0444 FAX 072-634-2227

E-mail kawabatakam@nifty.com URL http://kawabatakam.news.coocan.jp/

各駅停車

Vol. 70

Take a chance and hedge against risks

年の瀬に考えること

1. 米国防総省の高官に戦略上の優先事項を聞いたところ、真っ先に挙がるのは北朝鮮だと思っていたが、あにはからんや、一に大統領の教育、二に大統領の教育、三に大統領の教育だ。そして、その任務を遂行するのは、国防長官マティスであるという。トランプ氏が核兵器を使用するには、マティス氏を経由しなければならない。マティス氏は兵士たちに「武器を使う前に頭を使え」と忠告するような人物なのだ。私たちが今のところ夜も安心して眠れるわけだ。「狂犬」の異名をとるが、同氏は実は合理的な人間だ。

(ワシントン・コメンテーター エドワード・ルース 日経)

2. 加計学園に関する前川喜平文科省前事務次官の「妄想」発言が、さも事実のように国民の間に広がっていきかけた矢先の7月10日閉会中審査で、参考人質疑があった。加戸守行前愛媛県知事いわく、「行政が歪められたのではなく、歪んでいた行政が正された。」勝負あり1本である。安心した。ゴルフスイングでいうところのスエーしたように見えた教育の総本山の立ち位置がやっとあるべき原点に戻ったようだ。嬉しかった。信頼の回復である。（「メディアに黙殺された私の証言」加戸守行）

3. 「昭和の戦後精神史」（平川祐弘東大名誉教授）が、月刊誌Hanadaに連載（2016年9月から2017年10月まで）された。多くの知見を得た。「なんや、そうだったのか」と納得したり、共感もした。何より心強く感じたこと再々だった。紙幅の都合で極く一部しか掲載できませんがご覧ください。

戦後日本を代表する知識人渡邊一夫（1901年～1975年）と竹山道雄（1903年～1984年）の2人を軸に「知識人と政治」を論じる。

渡邊一夫は、東京高校教授を経て1942年東大助教授、1962年まで東大本郷でフランス文学を講じ、辰野隆、鈴木信太郎と共に独自の学風を築き、中村真一郎、大江健三郎ら多くの逸材を育成した。

竹山道雄は、昭和前期は旧制第一高等学校のドイツ語教師であったが、敗戦後は「ビルマの堅琴」の著者として知られた。児童文学の作者である以上に戦後論壇では、一大知識人として群を抜く存在感があった。

マルクス主義の立場から書かれた明治維新史や日本現代史があたかも正当の学問的権威であるかの如く、罷り通っていた当時、竹山はそのような事態は黙視し得なかったから、正確な事実認識と理性的判断によって、日本の戦時状態を客観的に把握し、それを動かしていた社会的諸力、それを支配していた精神の構造を解明し、その由って来るところを洞察しようとした。

竹山道雄「昭和の精神史」第2章の初めにこう書いている。

歴史を解釈するときに、まずある大前提となる原理を立てて、そこから下へ下へと具体的現象の説明に及ぶ行き方は、誤りである。歴史をある先験的な原理の図式的な展開として、論理の操作によってひろげてゆくことはできない。

このような上からの演繹は、必ず間違った結論へと導く。事実につきあたるとそれを歪めてしまう。

12/29（金）～1/4（木）は
お休みさせていただきます。

事実をこの図式に合致したものとして、理解すべく、都合のいいもののみを取り上げて、都合の悪いものは棄てる。そして「かくあるはずである。故に、かくある。もしそうでない事実があるなら、それは非科学的であるから、事実の方が間違っている。」という。「上からの演繹」は、歴史をその根本の発生原因と想定されたものに従って、体制化すべく、様々の論理を縦横に駆使する。そして、かくして成立した歴史像をその論理の権威の故に正しいとする。しかし、そこに用いられている論理は、多くの場合には、甚だ杜撰なものである。

・幻想を振りまいた仏文学者の知的群像

東大の南原繁、丸山眞男、マルクス経済学者大内兵衛、都留重人などは1950年代初め、岩波の雑誌や「朝日新聞」紙上で全面講和論を展開し、直接、間接に社会主義勢力を支持した。論壇を支配した勢力は、1960年には安保反対を唱えた。東大仏文の渡邊一夫も清水幾太郎が先頭に立った。「今こそ国会へ」の全学連の学生デモを支持した。デモの一部は暴走し、仏文科の助手清水徹は、警官の警棒で頭を割られた。国会前で女子学生が死亡するや興奮は絶頂に達した。

あれから半世紀、80歳を過ぎた清水に会ったら、「安保騒動は、マス・ヒステリーだった」という平川説に頷いて笑った。だとすると戦後日本の知的ヒーローだった「渡邊先生」以下仏文出身者の正体は何だったのか。

長男の渡邊格が「ももんが」平成14年12月号に書いた「父の政治観」には、「ハンガリーの動乱の頃まで父は完全な共産主義信奉者であり、日本にもそのうち革命が起きるとよく語っていた。共産主義諸国の独裁制も『資本主義国からの介入を防ぐためにやむを得ない処置』と考えていたようだ。」とある。

・日本占領について

カトリック司祭志村辰弥は、1971年「教会秘話―太平洋戦争をめぐる」で、「米国が・・・単独で日本を統治してくれたのは何よりも幸せだった。もし・・・北海道がソ連、九州が中国にまかせられたら今頃どうなっているだろう。南北朝鮮や東西ドイツを見ればわかる」と書いているが、これが多くの日本人の国民感情を代弁している。

岡崎久彦は、防衛論争の過程で、いろいろな人から手紙を受け取ったが、外国の脅威に一番深い危機の念を抱いている人は、敗戦時に満州でソ連軍の占領を経験した人たちであったといい、「しかし日本人の圧倒的多数はアメリカの占領しか経験していないので、どうしても降伏とか占領に対するイメージが甘くなります」（「戦略的思考とは何か」岡崎久彦）

素晴らしい記事に啓発されました。おかげさまで昭和史の片鱗を理解することができました。

セルフメディケーション税制

年が明けたら、確定申告の準備に取りかかる方も多いでしょう。以前にもお知らせしましたが、気になる方も多いと思いますので、再度お知らせします。

この制度は、平成29年1月1日～平成33年12月31日迄の間に健康診断や予防接種など一定の取組をしている人が、自己や生計を一にする親族のために特定一般用医薬品を購入し、その購入額が1万2000円を超える場合、その超える額を上限8万8000円として、所得から控除できる制度。なお、生計一家族が一定の取組を行う必要はありません。

この控除を受けるためには、特定一般用医薬品等の購入額など定められた事項を記載した明細書を作成し、確定申告書に添付し、かつ、控除を受ける年に一定の取組を行ったことを明らかにする書類を確定申告書に添付又は提出時に提示しなければなりません。

特定一般用医薬品等は、薬局などで購入された際は、領収書にその旨の記載があります。また、一定の取組を行った書類とは、定められた事項の記載がある①特定健康診査の領収書や結果通知表、②予防接種の領収書や予防接種済証、③職場で受けた定期健康診断の結果通知表、④人間ドッグや各種検診、市区町村の癌検診の領収書や結果通知表です。結果通知表は、検診結果部分を黒塗りなどとした写しで構いません。

なお、このセルフメディケーション税制は従来の医療費控除と併用はできません。

情報提供料と交際費課税

新規の顧客を紹介してくれた者等に対して支払う「情報提供料」については、税務上、謝礼として「交際費等」に該当するか否か問題になることも多いという。

情報提供等の対価として支払う金品については、“例えば次の要件の全てを満たしている等その金品の交付が正当な対価の支払であると認められる”のであれば、「交際費等」に該当しないものとされている。

ここでいう要件とは、①情報提供料の支払があらかじめ締結された契約に基づくものであること、②提供を受ける役務の内容が契約で具体的に明らかにされており、かつ、これに基づいて実際に役務提供を受けていること、③情報提供料の価額がその提供を受けた役務の内容に照らし相当であること、の3つだ。

要件を満たせば「交際費等」に該当しないわけだが、この3要件は、あくまで“例示”に過ぎない。仮に、いずれかの要件を満たさない場合であっても、その情報提供料の支払が正当な対価の支払であることが立証できるのであれば、「交際費等」に該当しないことになる。

ちなみに、要件の全てを満たすことを求める取扱いもある。例えば、販管費などの費用に求められる「債務確定」については、法人税基本通達2-2-12で示される(1)事業年度終了日までに費用にかかる債務が成立していること、(2)事業年度終了日までに債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること、(3)事業年度終了日までにその金額を合理的に算定することができるものであること、の全てを満たしている場合には「債務確定」していることになる。

～「税務通信」より～



本年もお世話になりました。
来年も宜しくお願いいたします。
良いお年をお迎えください。

配偶者控除等の見直し

平成30年の所得税から適用される配偶者控除等の見直し。皆様、気になる場所ですね。改正後はちょっとだけ複雑になります。

◆配偶者控除◆

改正前後で、配偶者控除の対象となる配偶者の所得制限（合計所得金額38万円以下）に見直しはありません。改正前は、配偶者控除の適用に納税者本人の所得制限はありませんでした。改正後は、納税者本人の所得に上限が設けられます。納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると、控除額は26万円（老人控除対象配偶者は32万円）、13万円（老人控除対象配偶者は16万円）と減少し、1000万円を超える納税者は配偶者控除を適用できません。

◆改正後の配偶者特別控除◆

配偶者特別控除の適用には、改正前から納税者本人の所得制限（合計所得金額1000万円以下）があり、この所得制限には変更はありません。配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額は、改正前の「38万円超76万円未満」から「38万円超123万円以下」に引き上げられます。一方で、納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額は減少します。

改正後は、納税者本人の合計所得金額が1000万円を超えると、配偶者控除と配偶者特別控除のいずれも適用できません。

■改正後の配偶者控除額と配偶者特別控除額の一覧表

		納税者本人の合計所得金額 (給与所得だけの場合の納税者本人の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が 給与所得だけの場 合の配偶者の給 与等の収入金額
		900万円以下 (1120万円以下)	900万円超 950万円以下 1120万円超 1170万円以下	950万円超 1000万円以下 1170万円超 1220万円以下	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0万円	0万円	0万円	2,015,999円超